

伊達市いじめ防止基本方針(案) に対する市民意見公募（パブリックコメント）の結果

「伊達市いじめ防止基本方針(案)」に対する市民意見公募結果について、ご意見と市の回答を下記のとおり公表いたします。

案 件 名	「伊達市いじめ防止基本方針(案)」の策定		
募 集 期 間	平成28年10月11日（火）から11月10日（木）まで （30日間）		
有効な意見の件数 （意見提出者数）	9 件 （ 1 名 ）		
無記名などにより 無効となった意見件数	0 件 （ 0 名 ）		
有 効 不 意 見 の 取 扱	反 映	意見の全て、または一部を 案に反映するもの	0 件
	既 登 載	既に案に盛り込んでいるもの	0 件
	そ の 他	その他の意見・今後の参考として 伺ったもの	9 件
有 効 な 意 見 の 提 出 方 法	電子メール		1 名
	郵送		0 名
	ファクシミリ		0 名
	直接持参 （担当課窓口・意見投函箱）		0 名
お 問 い 合 わ せ 先	伊達市教育部指導室（第2庁舎2階） 〒052-0024 伊達市鹿島町20番地1 電話番号 : 0142-23-3331（内線507） FAX番号 : 0142-23-1084 Eメール : kyoiku@city.date.hokkaido.jp		

パブコメ終了後の個別回答・結果公表



様式第1号(第2条)

市民意見の公募結果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
1	1-1	<p>はじめに：家庭での躰・道徳教育(親を敬う、兄弟姉妹で協力しあう)が疎かにされているのが「いじめ」の根本原因であり、その結果が、学校内外での「いじめ」として現れるのである。本来は就学以前から躰・道徳教育が家庭で成され、学校でそれらを実践しさらにはチームワークと「知識教育」を学び子供は成長するものである。学校は「知識教育」家庭は「愛育」する所と基本的役割があると考え、最近では学校が「知識教育」「愛育」の両方を教育する所だと考えている親・家庭が多い。</p> <p>結論として、家庭・家族の大切さ・価値親の道徳教育する(①親は私を愛している ②私は親の愛に応える ③私は兄弟姉妹で助け合い協力する ④両親は協力して家族を支えている)更には ⑤祖父母(老人)を敬う・いたわる事を道徳教育を定期的にしていただきたい。家庭で愛される事と愛する事を訓練されていけば、家庭・家族の延長線上のクラスメート・仲間とも仲良くできるものである事を認識していただきたい。</p>	<p>【 その他 】</p> <p>道徳教育の学習指導要領においては、「集団や社会とのかかわりに関すること」として『父母、祖父母を敬愛する、家族みんなで協力し合う、家庭での自己有用感、楽しい家庭をつくる』を定期的に指導することとなっていることから、本市においても、学習指導要領に基づく道徳教育を推進することでいじめ防止に努めてまいります。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

パブコメ終了後の個別回答・結果公表



様式第1号（第2条）

市民意見の公募結果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
1	1-2	4（1）教育委員会の責務として「効果的な取り組みができるように」とあるが、具体的内容を表記していただきたい。	【 その他 】 今回策定するものは基本方針であることから、具体的な内容を記載する性質のものではないと考えております。 しかし、万が一、本市においていじめが発生した場合は、学校と連携して事案ごとに判断し、効果的な取り組みを考えてまいります。

◎ 凡 例

- 【 反 映 】** : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】** : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】** : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

パブコメ終了後の個別回答・結果公表



様式第1号（第2条）

市民意見の公募結果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
1	1-3	4（2）早期発見に関する取組では支援センター相談窓口を児童生徒に周知するとあるが、家庭・父母も含むとしていただきたい。又、学校が行う生徒へのアンケートについては、「その場限りのアンケート」ではなく、義務教育が終了するまで生徒が持ち歩く「データー」として管理できる資料化としていただきたい。点で終わるのではなく線として残るアンケート化を検討・要望します。	【 その他 】 子ども相談支援センター相談窓口の案内は保護者あてに児童生徒を介して「子ども用」と「保護者用」を同時配布しております。 また、アンケート結果の取り扱いにつきましては、学校ごとに集計し、いじめとして認知した場合は、事後調査を行い、学校において資料化することにより、継続して管理しております。

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

パブコメ終了後の個別回答・結果公表



様式第1号（第2条）

市民意見の公募結果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
1	1-4	5（3）いじめ未然防止に関する取組では、「道徳教育が学校教育活動全体の中核として・・・指導体制を模索する」とあるが、早々に道徳内容を具体化しなければいけない状況であると考え。又、善悪を判断する力・・・豊かな心を育みますとあるが、個人の自己中心的な判断する力を育むのではなく「良心的判断基準」を具体的に指導していただきたい。又、頻回なネットパトロールを行うとあるが、パトロール後の報告義務及びフォロー実施する事を具体的に表記していただきたい。	<p>【 その他 】</p> <p>学習指導要領において、道徳教育は「自分の利害損失に固執せず秩序と規律ある社会を実現させる」と示されており、「良心的判断基準」を養うことにつながり、教科内での指導のみならず、教育課程全般で指導することとなっております。</p> <p>このことから、本市といたしましても道徳教育を推進することで、いじめの未然防止に努めてまいります。</p> <p>また、学校においてネットパトロールを行った場合、その結果を教育委員会に報告することとなっておりますことから表記しておりません。</p> <p>ネットパトロールによりいじめを発見した場合のフォローについては、（6）いじめの対処の表記のとおりに対応することとなります。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

パブコメ終了後の個別回答・結果公表



様式第1号（第2条）

市民意見の公募結果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
1	1-5	5（6）④いじめの対処 事実の確認では、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒の言い分を聞いて整理し次の段階に進むとあるが、両方の親も交えて聞く事と善悪の判断基準を教えるとしていただきたい。	【 その他 】 事実の確認については、複数の情報がある場合があるため、初動調査として5（6）④により調査を進めることとしており、情報を確認する段階において、児童生徒以外に保護者も含むものとしています。 その後、事案に応じて、5（6）⑤により、双方の保護者に説明するなど、道徳教育をもとに「善悪の判断基準」について指導をします。

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

パブコメ終了後の個別回答・結果公表



様式第1号（第2条）

市民意見の公募結果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
1	1-6	5（6）⑤いじめられた生徒、いじめた生徒、周囲の支援指導ではいじめられた生徒のつらい気持ちに気づかせ素直な気持ちで反省するよう指導とあるが、「善悪の判断基準」を教えるとしていただきたい。	【 その他 】 1－6の後段と同じです。

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

パブコメ終了後の個別回答・結果公表



様式第1号(第2条)

市民意見の公募結果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
1	1-7	6②保護者は子供の話に耳を傾け「認める」「褒める」「叱る」・・・とあるが、誰と遊ぶのか? 過ごすのか? 帰宅時間を明確にする事も明記していただきたい。	【 その他 】 このことに関しては、各家庭でルールをつくるべきものと認識しているため明記しておりませんが、教育委員会では「家庭でのルールづくり」について啓発を行ってまいります。

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

パブコメ終了後の個別回答・結果公表



様式第1号（第2条）

市民意見の公募結果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
1	1-8	私の子供の経験になるが「生徒同士のいじめ」「先生への言葉によるいじめ」があった。前者は「父兄懇談会」が一回開催され、後者は「先生の異動」となった。今、思えば大きな問題にならなかったのだろうが、フォローはなかった。対策案検討に際し、「いじめ」が発生したと判断される場合は「父兄懇談会」を開催する事を明記していただきたい	【 その他 】 このことに関しては、被害者感情やその事案の性質に十分留意しなければいけないと考えていることから、それぞれの事案に応じて「父兄懇談会」の開催について判断していくこととなるため明記しませんでした。

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

パブコメ終了後の個別回答・結果公表



様式第1号（第2条）

市民意見の公募結果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
1	1-9	最後になりますが、「いじめ問題」は学年に比例して陰湿になるケースが多く、親や先生を目をかいくぐって行われる傾向が強いものです。従って、対策としては「事後対策」ではなく「事前対策」に重きを置いて頂きたい。上に立つ長が英断をもって本件基本方針(案)を早急に纏めあげていただきたい。	【 その他 】 この基本方針は、ご意見のとおり「事前対策」＝未然防止が最重要との考えのもとに策定してまいりたいと考えております。

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの